

「JPTR003 株を利用して生産されたムラミダーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年4月7日～令和3年5月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・対象がなんであれ、目的がどうあれ、遺伝子組み換え品には反対ですが、今回のような、たかが「他の栄養素の吸収促進による鶏の増体性を向上する」のために使うのには賛成できません。遺伝子組換え飼料に頼った畜産ではなく、自然畜産に回帰してほしいものです。 ・わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだ判断できないはずで、遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。 ・日本ではすでに400近い遺伝子組換え成分が承認されており、飼料添加物については別途100以上が承認されています。この数字はダントツの世界一のレベルと思われますが（違っていたら訂正ください）、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の流入・使用を停止いただきたい。 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>本飼料添加物については、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき審議した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び</p>
<p>遺伝子組み換えの原料を使用している場合はその商品のところに明記することを義務化する。 有機農業をさらに進めてほしい</p>	

<p>ゲノム編集の食品も表示の義務かをお願いしたい。遺伝子組み換えの食費と同様にお願いしたい。われわれが、選択できるようにしてください 安全であるといっていますが、100%安全化疑問です 有機農法をもっと推奨してください</p>	<p>厚生労働省へお伝えします。 また、食品表示に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから消費者庁に、有機農業の推進に関する御意見は農林水産省に、それぞれお伝えします。</p>
--	---

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。